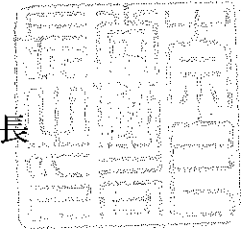




奈勞発基 0323 第 5 号
平成 29 年 3 月 23 日

建設業労働災害防止協会 奈良県支部長 殿

厚生労働省奈良労働局長



建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）が平成 28 年 12 月 16 日に公布され、平成 29 年 3 月 16 日に施行されました。

同法は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

同法の概要は下記のとおりであり、今後、政府としては、同法第 8 条の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

貴団体におかれましては、法の施行について会員等に周知いただくとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、国又は都道府県が実施する関連施策への御協力をお願い申し上げます。

記

第 1 総則

1 目的（第 1 条関係）

この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図ることに資することを目的とする。

